

令和 6 年 2 月 17 日（土）～3 月 17 日（日）に行われる予定の令和 5 年度第 2 回試験に關しまして、本書の内容に影響のある「貨物自動車運送事業輸送安全規則（安全規則）」（令和 5 年 4 月 1 日施行）、「道路交通法」（令和 5 年 7 月 1 日施行等）などの法改正がありました。

今回の改正は、**自動車の自動運転化**に対応する改正がメインとなり、特に「**特定自動運行保安員**」という**新しい運行スタッフ**が定義されたことで、多くの場所で記述の変更が生じます。

■特定自動運行保安員とは？

自動運転にはレベルが設定され、**レベル 4 以上の自動運転**では、自動車の操作を担当する者が当該自動車に乗車せずに、離れた場所から運行を監視することができます。
このように**自動運転される自動車に乗車又は遠隔操作によって自動運転を監視する人**のことを「**特定自動運行保安員**」といいます。

この特定自動運行保安員が新設されたことで、従来は運転者のみを対象としていた多くの規定が「運転者又は特定自動運行保安員」（＝運転者等）を対象とすることとなり、また、従来は運転者と運行業務を補助する従業員のみを対象としていた多くの規定が「運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員」（＝乗務員等）を対象とすることとなりました。

さらに、従来は運転者のみを対象とする規定などにおいて「乗務」とされていた文言が、特定自動運行保安員も対象とすることで「業務」になるといった用語変更が行われています。

これらの変更点をすべて掲載することは、お手元の書籍の確認・修正作業が非常に煩雑になり、また、以下の問題のように出題意図及び正否には、直接の影響はありません。

〔例：本書 104 ページ、「本試験問題にトライ！」の令和 3 年度 CBT 出題例 問 3〕

1. 乗務員等が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守すること。

もうわかりますよね。この選択肢1 は、誤っている！

解説は済ませているので省略するが、休憩等の施設の「整備」・管理・保守は、事業者の業務だ。伊勢えび（整備）事業（事業者）！…である。

上記の問題では、改正により問題文に「**乗務員→乗務員等**」という変更が生じますが、問われている内容は、休憩・睡眠施設の管理又は保守について、運行管理者の業務であるか、事業者の業務であるかという点です。

そこで、今回の改正点につきましては、このような変更点をすべて紹介することなく、お手元の書籍について、特に追加・修正しておくべきと考えられる点のみを公表いたします。ご容赦ください。

なお、全ての規定についてではありませんが、**主な用語の変更点**は以下のものです。

■**主な用語の変更点**（規定の対象に特定自動運行保安員を含むこととなるため）

- ・運転者 → 運転者等 ～なお、「運転者台帳」は「運転者等台帳」となる。
- ・乗務員 → 乗務員等
- ・乗務 → 業務 もしくは 運行の業務に従事、など
～なお、「乗務記録」は「業務記録」となる。
- ・運転 → 運行 ～なお、「運転基準図」は「運行基準図」となる。

■**特に追加・修正しておくべきと考えられる改正点**（お手元の書籍のご修正のお願い）

■p.52 「本試験問題にトライ!」、令和2年度第2回、問4の下、解説3行目

【変更前】ここも条文どおりだが、確認をしよう。

↓

【変更後】改正前の条文を前提とすれば、ここも条文どおりだが、確認をしよう。

■p.52 「本試験問題にトライ!」、令和2年度第2回、問4、赤色のアミ解説の最終行に追加

【変更前】…というイメージだ。

↓

【変更後】…というイメージだ。なお、安全規則7条1項は改正され、事業者は、業務に従事しようとする運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行うこととされた。

よって、問題文が「対面…により行わなければならない」と言い切っている点で、改正後は誤りになるともいいうるが（＝同等の効果を有する方法も可能）、基本的には正しい内容だ。ただ、どちらにしても、出題時において「ただし」書き以降の文章は正しかったのだ。

■p.92 「3 例外パターンもチェック!」、平成 28 年度第 2 回、問 13、問題文の下から 2 行目

【変更前】…車両等が停止し…

↓

【変更後】…車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く。）をし…

■p.98 「本試験問題にトライ!」、平成 28 年度第 2 回、問 3、赤色のアミ解説の 4 行目

【変更前】…10 条 4 項)。… → 【変更後】…10 条 5 項)。…

■p.115 「本試験問題にトライ!」、平成 30 年度第 2 回、問 30、赤色のアミ解説の 1 行目

【変更前】…対面で行うのが原則で…

↓

【変更後】…対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行うのが原則で…

■p.146 「本試験問題にトライ!」、令和 2 年度第 2 回、問 24、赤色のアミ解説の 2 行目

【変更前】…対面により点呼…

↓

【変更後】…対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼…

■p.157 「本試験問題にトライ!」、平成 29 年度第 2 回、問 24、赤色のアミ解説の 2 行目

【変更前】…対面により点呼…

↓

【変更後】…対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼…

■p.188 「■「時間」の単位で覚えたい数字■」、「事故の速報（事故報告規則 4 条 1 項）」の「規定の要旨」、3～4 行目

【変更前】…電話、ファクシミリ装置その他適当な方法…

↓

【変更後】…電話その他適当な方法…